

編集・発行

三戸町役場まちづくり課
 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 43
 TEL 0179(20)1117
 FAX 0179(20)1102

◆三戸オープンキャンパス 2025 のお知らせ
 三戸町中央公民館では三戸オープンキャンパス
 2025（後期）を開設しています。

2月に開催する講座は下記のとおりです。

| 講座 | 開催日 | 時間 |
|--------|--------------|----------------|
| 郷土料理教室 | 16日(月) | 9時30分～ 12時 |
| オカリナ教室 | 10日(火) | 10時～ 11時30分 |
| からだの学校 | 4日(水)、18日(水) | 10時30分～ 12時 |

・受講生は随時募集中です。詳しくは三戸町中央公民館までお問合せください。

○問合せ 三戸町中央公民館 TEL：22-2186

◆認知症専門相談のお知らせ

最近、物忘れが多くなってきた、ご自身やご家族が認知症ではないか、介護について悩んでいるなど、認知症に関する相談をお受けします。

○日時 2月16日(月) 9時～12時

○場所 保健センター集団指導室

※事前申込をお願いいたします。

○問合せ 三戸町健康長寿課 TEL：20-1153

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している人で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）を合わせた金額が限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内で後期高齢者医療制度に加入している人が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」が送付されますので、お知らせが届いた人は申請してください。

○問合せ 三戸町健康長寿課
 TEL：20-1153



詳細はこちら▶

◆医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

後期高齢者医療制度に加入している人に、例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度から下表のとおり、年2回送付します。2月中に確定申告される人は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用願います。

| | 送付時期 | 記載された診療月 |
|-----|------|-----------|
| 1回目 | 2月中旬 | 1月～11月診療分 |
| 2回目 | 3月中旬 | 12月診療分 |

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたら、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意のうえ、コールセンターにお電話ください。

○後期高齢者医療費通知書コールセンター

TEL：0120-905-244

受付期間：3月19日まで（土日祝を除く）

受付時間：9時～17時

◆暮らし応援！物価高騰対策商品券の使用期限は2月28日です

「暮らし応援！物価高騰対策商品券」の使用期限は、2月28日までとなっています。使用期限を過ぎるとご利用できませんので、お早めにご利用ください。

○問合せ 三戸町まちづくり課

TEL：20-1117 詳細はこちら▶



◆便利な振替納税をしましょう

町税は通帳からの自動引落とし（口座振替）ができます。納期のたびに金融機関などに納めに行く手間を省くことができ、また納め忘れにより督促状が届くようなこともなくなります。税務課または各金融機関窓口へお問い合わせください。

○手続に必要な物 通帳、お届けの印鑑

◆消防署からのお知らせ

○地震災害に備えよう～地震への備え～

1. 家具類は転倒防止しておきましょう。
(金具、突っ張り棒、粘着マットなど)
2. 非常時に持ち出すものを準備しておきましょう。
(ラジオ、医薬品、貴重品、懐中電灯など)
3. 持ち出し用の非常食や飲料水などを準備しておきましょう。
4. 地震直後の火災に備えて、ストーブなどの暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう。
5. 防災マップで避難場所、避難所を確認しておきましょう。また、家族の集合場所をあらかじめ決めておきましょう。

○地震における電気火災に備えよう

～電気火災への備え～

過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。地震による火災の過半数は電気が原因です。

1. 停電中は電気機器のスイッチを切るとともに、電気プラグをコンセントから抜いてください。
2. 停電中に自宅を離れる際は、ブレーカーを落としてください。
3. 再通電時には、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電気機器を使用してください。
4. 建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、再通電から長時間経過した後、火災に至る場合があるため、煙の発生などの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防署に連絡してください。

○電気火災対策には感震ブレーカーが効果的

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感知して、電気を自動で遮断します。性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マーク表示されています。参考にしましょう。

※感震ブレーカーが作動すると停電になるため、夜間の避難に備えて、足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、照明を確保しましょう。



◀認証マーク

推奨マーク▶



○問合せ先 三戸消防署 TEL：22-1140

◆2月は「相続登記はお済みですか月間」

青森県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」としております。ぜひこの機会にお近くの司法書士にご相談下さい。

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じる「女性のための女性司法書士による無料法律相談会」を開催します。

○日時 2月28日(土) 10時～15時

○電話相談 017-752-0440 (当日のみ)

○面談相談 先着3名の予約制

予約受付 017-776-8398

予約受付期間 2月16日(月)9時～20日(金)17時
※予約受付期間内でも、予約枠が埋まった場合は受付終了になります。

○相談員 女性司法書士

○問合せ

青森県司法書士会 TEL：017-776-8398

◆農業収入保険に加入しましょう

全ての農作物を対象に、農業収入の減少に対して補償します。(災害で作付不能、市場価格が下落、けがや病気で収穫不能、取引先の倒産、盗難など)

○加入条件 青色申告を行っている農業者

※青色申告をしていない人でも、令和8年3月までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出することで令和9年1月から収入保険に加入することができます。

○問合せ

青森県農業共済組合 南部支店

TEL：0176-22-8100

◆町政へのご意見・ご提案

三戸町では、町民参加によるまちづくりを積極的に推進するため、随時ご意見ご提案を受付けしています。皆様のご意見・

ご提案をお寄せください。



ご意見・ご提案はこちら▶

◆お詫びと訂正

広報さんのへ1月号「まちの話題」三戸町民大運動会が開催されましたの文中に誤りがありました。以下のとおり訂正してお詫び申し上げます。

【誤】42年ぶり(3行目) 【正】48年ぶり

○問合せ 三戸町まちづくり課 TEL：22-1117

◆三戸町人事行政の運営状況

公正で透明な人事行政の運営を確保するため、令和6年度の人事行政の運営状況について、主な内容を公表します。

1 職員の任用に関する状況

(1)採用の状況（令和7年4月1日付け）

| 行政職 | 医療職 | 技能労務職 | 計 |
|-----|-----|-------|----|
| 5人 | 2人 | 0人 | 7人 |

(2)退職の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| 定年退職 | 普通退職等 | 計 |
|------|-------|----|
| 2人 | 4人 | 6人 |

(3)再任用の状況（令和7年4月1日付け）

| 行政職 | 医療職 | 技能労務職 | 計 |
|-----|-----|-------|-----|
| 3人 | 6人 | 1人 | 10人 |

(4)職員数の状況（令和7年4月1日現在）

| 一般行政 | 特別行政（教育） | 公営企業等（病院等） | 計 |
|------|----------|------------|------|
| 89人 | 17人 | 111人 | 217人 |

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

| 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 勤務時間 |
|------|-------|-------------|--------|
| 8:15 | 17:00 | 12:00～13:00 | 7時間45分 |

※勤務の性質上、特別の勤務時間の割り振りをしている場合などは、この限りではありません。

(2)休暇の取得状況

（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

- ①年次休暇 平均取得日数 13.1日
- ②病欠休暇 取得者数 10人

(3)育児休業の取得状況

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

- ①新規取得者 3人
- ②前年度から取得中の者 0人

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分（令和6年度） 2人

(2)懲戒処分（令和6年度） 2人

4 職員の服務の状況

(1)営利企業などの従事の許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行うことは禁止されています。

・令和6年度中に許可を申請した者 1名

(2)職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

職員が研修を受ける場合や人間ドックを受診する際に、職務に専念する義務を免除しています。

5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況（延べ人数）（令和6年度）

- ①青森県自治研修所におけるもの
 - ・基本研修（新採用者、主査、管理者研修など） 29人
 - ・選択研修 13人
 - ・市町村税務新任者研修 2人
 - ・固定資産税事務研修など 2人
 - ・市町村民税研修 1人
 - ・市町村課税免除等研修 1人
 - ・市町村税務徴収研修 1人
- ②青森県自治研修所以外におけるもの
 - ・地方税職員研修会など 2人
 - ・八戸圏域定住自立圏職員研修 6人
 - ・三戸郡町村会職員研修会 9人
- ③町が実施したもの
 - ・法制執務研修 1回
 - ・ハラスメント研修 1回
 - ・職員研修会 3回

町における業務および行財政の現状などを広く認識することにより、職員の資質向上を図るため、全職員を対象に町職員などを講師とする研修会を開催しています。

(2)勤務成績の評定の状況

職員の資質向上と勤務実績の給与への反映などを目的とした人事評価制度を導入しています。なお、人事評価の結果は、職員の勤勉手当の支給、昇給、昇格、人事異動などの参考として活用しています。

6 職員の福祉および利益の保護の向上

(1)定期健康診査などの実施状況

- ①職員健診（視力、聴力、血液検査など）
- ②日帰りドック・脳検診（共済組合助成制度による）

(2)職員互助会の状況

職員の福利厚生の上昇などを目的とした町職員互助会（職員厚生会）があります。職員互助会の活動は、すべて会員の掛金で賄われており、町からの補助金などはありません。

7 公平委員会（青森県人事委員会委託）の業務の状況

(1)給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

（令和6年度） 該当なし

(2)不利益処分に関する審査請求の状況

（令和6年度） 2件

○問合せ 三戸町総務課庶務班 TEL：20-1115